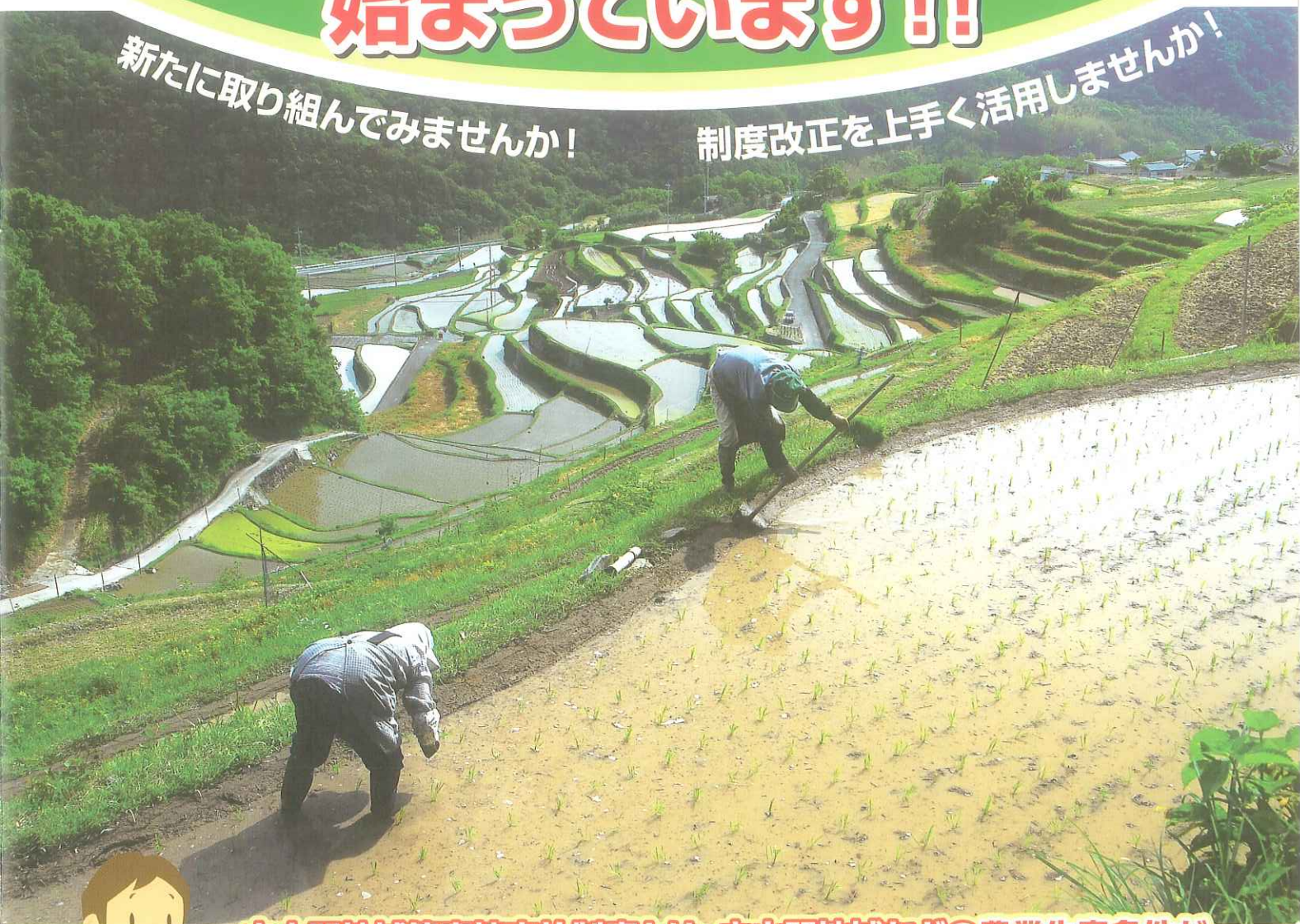


中山間地域等直接支払制度の 第3期対策(平成22~26年度)が 始まっています!!

新たに取り組んでみませんか!

制度改正を上手く活用しませんか!



中山間地域等直接支払制度とは、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者の方々に対して、交付金を交付する制度です。

この制度に「取り組めない」と思いませんか?

高齢になったし、5年間続ける自信がないなあ…
小さな集落に住んでいるので、協定は結べないなあ…
農用地がバラバラだったら、無理なんでしょ?
イメージがわからない。いい事例がない?

⇒ ポイント① (参照 4頁、5頁)

⇒ ポイント② (参照 4頁、6頁)

⇒ ポイント③ (参照 1頁、6頁)

⇒ ポイント④ (参照 7頁~)

かがやくけん、かがわけん。

平成23年1月

香川県

はじめに

「中山間地域等直接支払制度」は、耕作放棄地の増加等により農業・農村のもつ多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保する観点から、食料・農業・農村基本法に基づき、平成12年度にスタートしました。

平成17年度からの第2期対策以降においては、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進するとともに、平成22年度からの第3期対策では、平場に比べて高齢化の進行が著しく、農業生産活動等の継続が困難となっている集落の現状を踏まえ、高齢者などが取り組み易い制度への見直しが行われています。

本制度の開始から10年目となる平成21年度は、県下12市町で456の集落で協定が締結され、2,896haの農地を対象に取組が実施されたところであり、取り組む集落からは、耕作放棄地の発生防止や共同取組活動の活発化などの効果があったと評価をいただいています。

本冊子は、「中山間地域等直接支払制度」の理解の促進を図るとともに、本制度への取組の推進、集落協定活動のステップアップを目指す手引書として作成しました。本制度の推進に当たっては、農業者はもとより、市町、JA等の関係機関との連携のもと、十分な合意形成を図ることが重要であり、今後とも、関係者の皆様のご理解とご尽力をお願いいたします。

平成23年1月

香川県農政水産部 農村整備課

目次

1. 新たに取り組んでみませんか！

1) どの地域で、どんな農用地で取り組める？	1
2) 交付を受けるためには？	2
3) 交付単価はいくらですか？	3
4) 交付金の使い方は？	4

2. 制度改正を上手く活用しませんか！

⇒ ポイント①

C要件：集团的かつ持続可能な体制整備(集団サポート型)の新設	5
--------------------------------	---

⇒ ポイント②

小規模・高齢化集落支援加算の新設	6
------------------	---

⇒ ポイント③

一団の農用地要件が緩和	6
-------------	---

⇒ ポイント④

第2期対策における優良事例

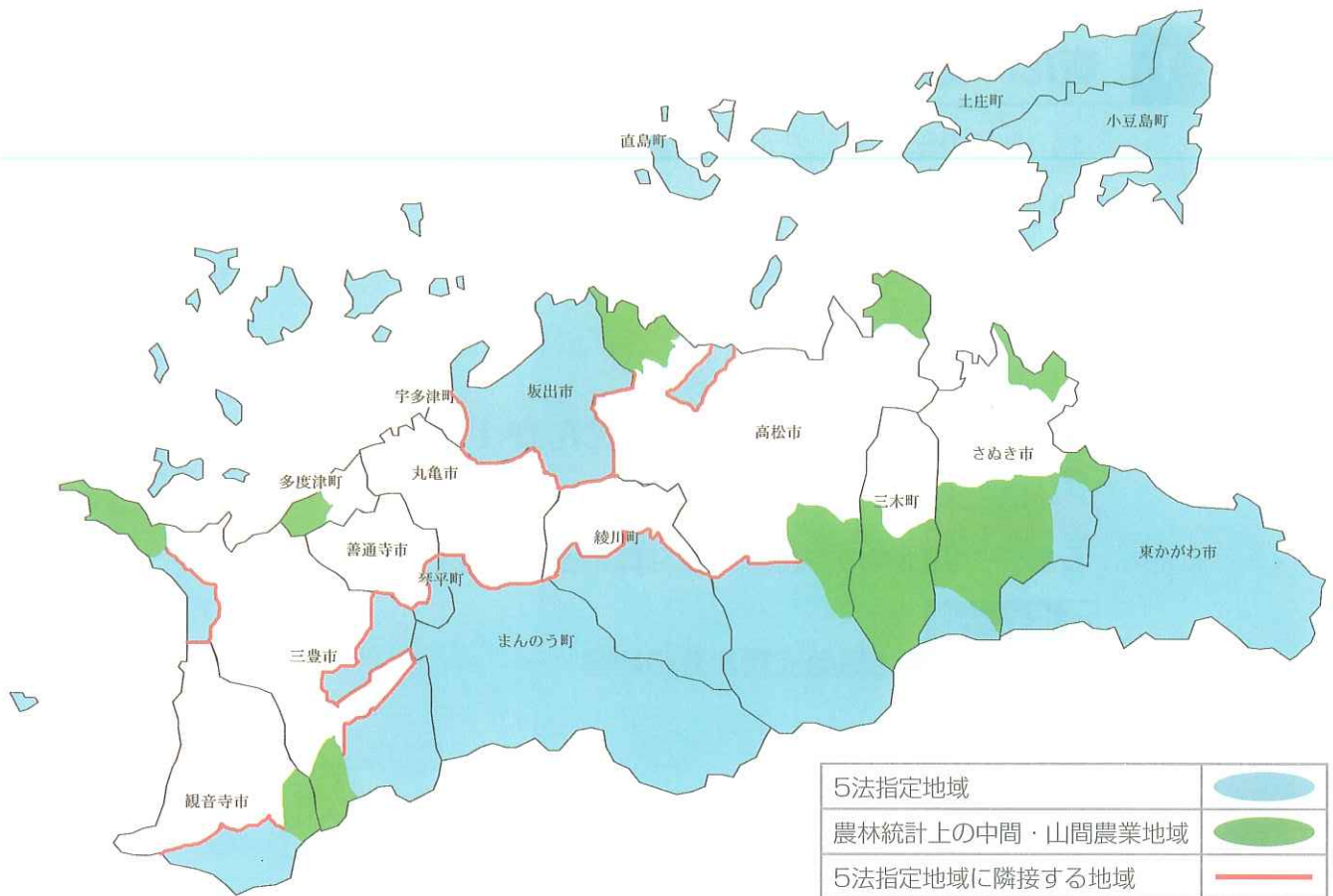
・ 集落全体を防護柵で囲みイノシシから守る	7
H21 (非農家との連携) / さぬき市・豊田	
・ 集落ぐるみで農産物の加工・販売	9
H20 (高付加価値による生産性・収益向上) / まんのう町・大口	
・ 地場産農産物「自然薯」で地域の活性化を図る	11
H19 (地場産の加工による生産性・収益向上) / さぬき市・中条	
・ 機械・農作業の共同化と地域社会の活性化を目指して	13
H19 (機械共同化による生産性・収益向上) / 三木町・小藁	
・ 貴重な地域資源「棚田」の保全活動	15
H18 (棚田保全) / 小豆島町・中山	
・ 認定農業者を核とした農業生産活動等の体制づくり	17
H17 (担い手(認定農業者)の育成) / 綾川町・猿飼	
・ 農作業の共同化による効率的な営農体制づくり	19
H17 (集落営農の組織化) / まんのう町・上種子	

1. 新たに取り組んでみませんか！

1 どの地域で、どんな農用地で取り組める？

1. 対象となる地域

- ①「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「離島振興法」「半島振興法」の5法指定地域
- ②県知事が指定する地域（農林統計上の中山間地域、5法指定地域に地理的に接する農用地）



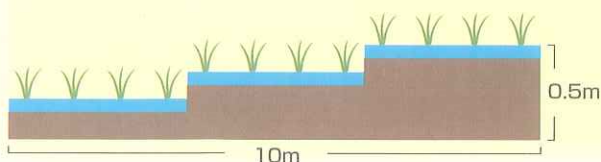
2. 対象となる農用地

「農業振興地域の整備に関する法律」において定める「農用地区域」内の農用地で、次のいずれかの基準を満たす農用地が1ha以上まとまって存在もしくは集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上。

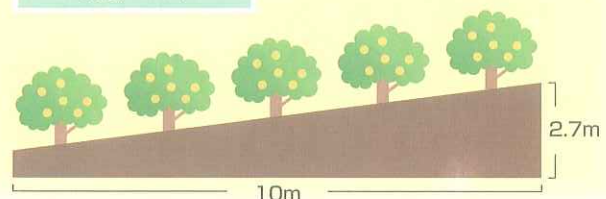
↑ **ポイント③** この要件がクリアなら「飛び地」の農用地も対象可

1) 急傾斜農用地（田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上）

水田
(傾斜：1/20)



畑、草地、採草放牧地
(傾斜：15°)

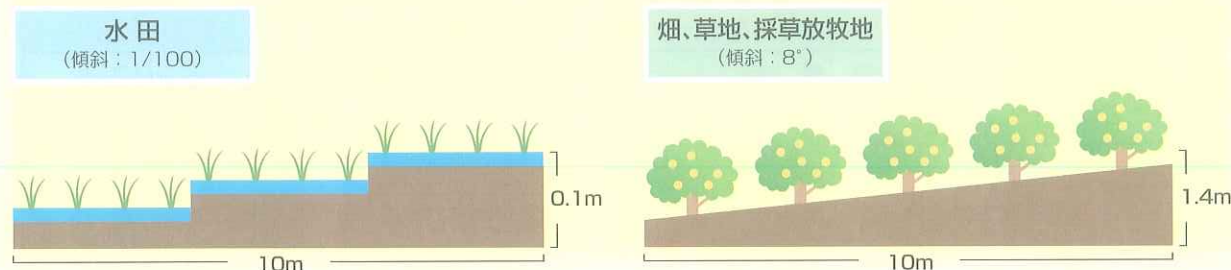


2) 自然条件により小区画・不整形な田

3) 草地比率の高いの草地

4) 市町長が必要と認めた農地

- (①緩傾斜農用地 (田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満)
②高齢化率・耕作放棄率の高い農地)



5) 県知事が定める基準に該当する農用地

地域の指定状況がわからない場合は、市町担当へご確認ください。

2 交付を受けるためには？

集落で農地の管理方法や役割分担を取り決めた「集落協定」を締結して、5年間以上農業生産活動を継続する必要があります。

1. 交付対象者

協定に基づき5年間以上継続して行う農業者等

(第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織なども対象となります)

2. 対象となる行為

「集落協定」に基づいて5年以上継続して行われる農業生産活動等

<集落協定で取り決める主な内容>

- 協定の対象となる農用地の範囲
- 構成員の役割分担
- 集落マスタープラン (将来像や活動計画)
- 取り組む活動内容
- その他、交付金の使用方法など



「集落協定」は、参加者全員の取り決めです。

協定締結に向けた話し合い

メンバーの合意

協定の締結

協定書の認定申請 (市町への協定書提出期限：毎年6月30日)

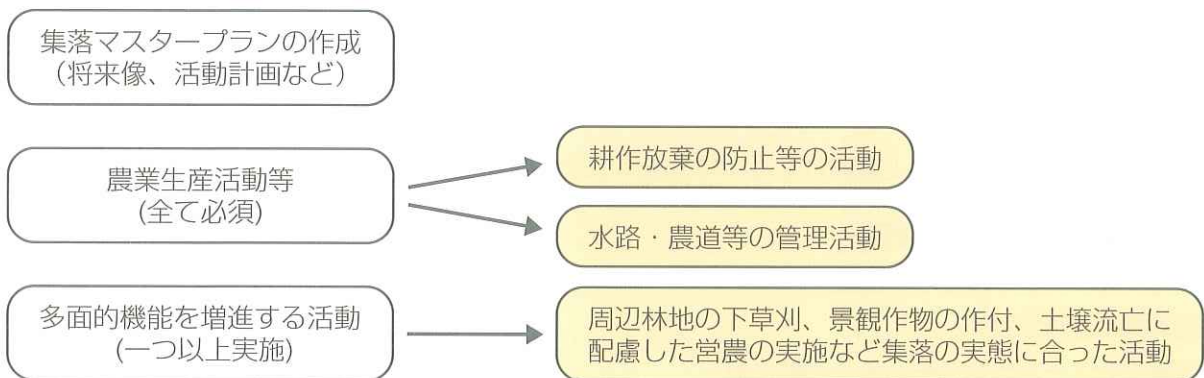
3 交付単価はいくらですか？

体制整備単価と基礎単価があり、体制整備単価は、基礎単価の活動内容に加えて、より前向きな取り組みを行う場合に交付されます。

地目	区分	10a当たり単価	
		体制整備単価	基礎単価
田	急傾斜	21,000	16,800
	緩傾斜	8,000	6,400
畑	急傾斜	11,500	9,200
	緩傾斜	3,500	2,800
草地	急傾斜	10,500	8,400
	緩傾斜	3,000	2,400
	草地比率の高い草地	1,500	1,200
採草放牧地	急傾斜	1,000	800
	緩傾斜	300	240

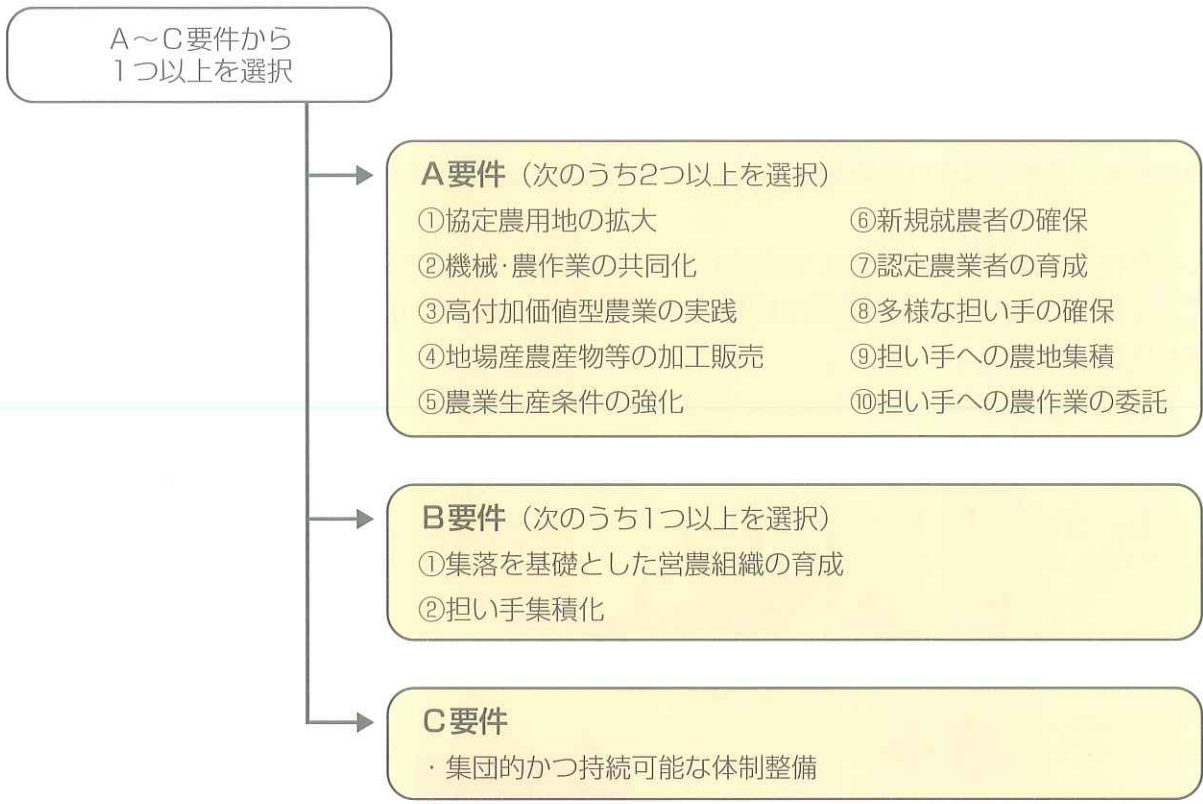
注) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い農地の場合、緩傾斜の単価と同額になります。

1. 基礎単価の活動とは



2. 体制整備単価の活動とは（基礎単価の取り組みは必須）





↑ **ポイント①** 高齢農家でも安心して制度に参加できる体制を作ります。

3. その他に上乗せ加算もあります！(10a当たり)

- ①規模拡大加算 (田1,500円、畑・草地500円)
- ②土地利用調整加算 (田500円、畑500円)
- ③法人設立加算：特定農業法人 (田1,000円、畑等750円)
：農業生産法人 (田600円、畑等750円)
- ④小規模・高齢化集落支援加算 (田4,500円、畑1,800円：新設)

↑ **ポイント②** 小規模・高齢化集落であれば支援元集落と一緒に協定を締結することで双方の集落にメリットがあります。

4 交付金の使い方は？

交付金の使途は特に制限はありません。
 個人で使用したり、集落での共同取組活動のために使用したり、集落内での話し合いで決めてください (共同取組活動のために使用する場合は、農業を続けていくために必要な経費に充てて、使い方を集落協定に明記してください)。

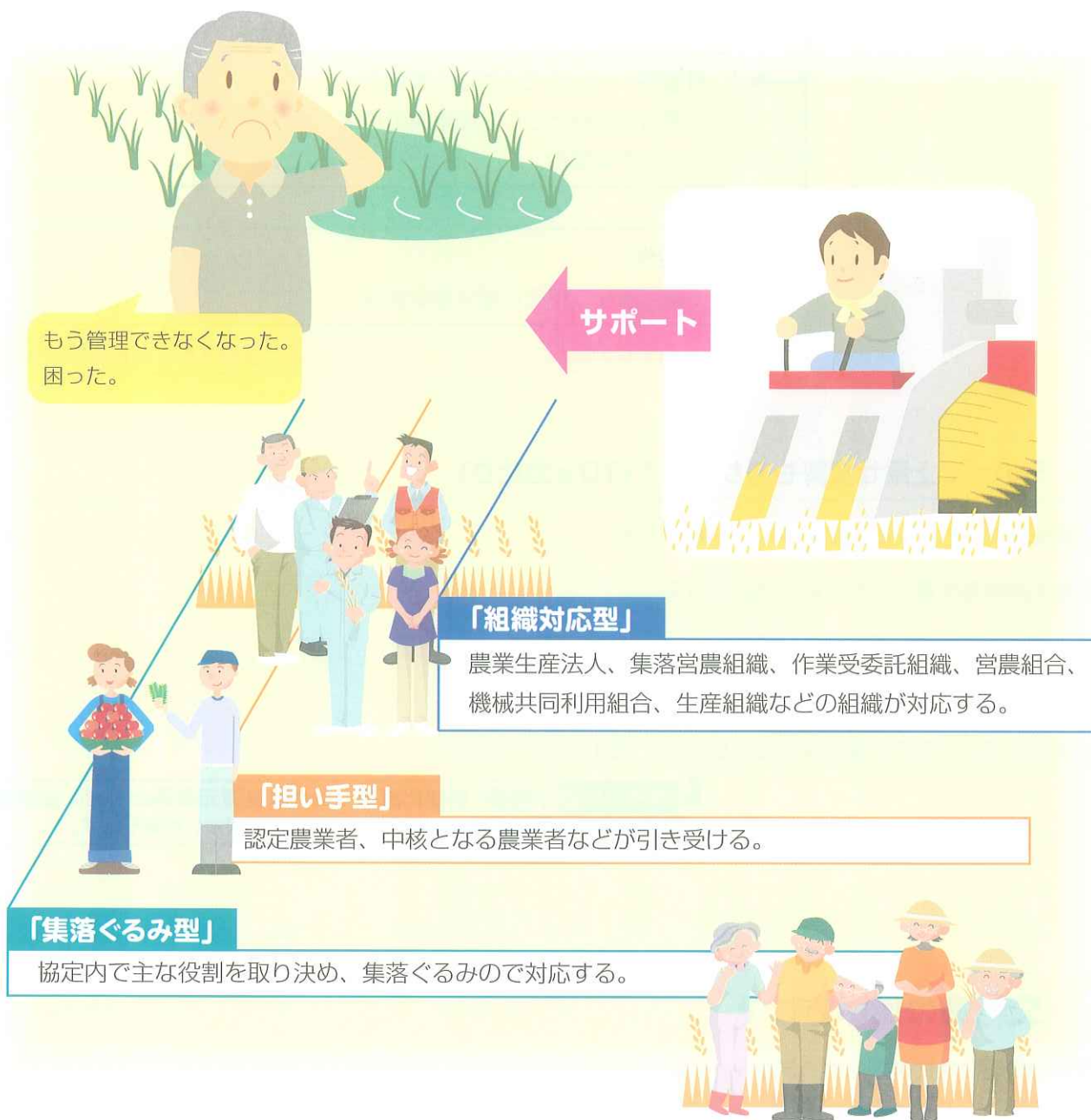
2. 制度改正を上手く活用しませんか！

第3期対策では高齢農家に十分配慮した仕組み等への見直しが行われています。

ポイント① C要件：集团的かつ持続可能な体制整備(集団サポート型)の新設

農業者の病気、高齢等により農業生産活動等の継続が困難と認められる場合には、交付金の返還を免除されます。

しかし、それらにより農業ができない農用地が発生した場合にも継続できる支援体制を集落協定に位置付けることで、C要件の達成とみなし、従来では基礎単価のみの交付対象だった活動内容でも通常単価を受けることが可能となりました。



上記の3形態以外に「都市農村交流型」、「集落間連携型」、「行政等支援型」、「企業等連携型」などもあり、その中から1つ以上を選択します。

ポイント② 小規模・高齢化集落支援加算の新設

近隣集落が、小規模・高齢化集落の対象農用地を含めて協定を締結した場合、交付金の加算措置が受けられるようになりました。

<効果>

◎支援元集落へのメリット

- ①協定面積が増えるので交付金が増加し使い道が広がる。
- ②通常の交付金に加え、加算金が追加交付されるので支援意欲が高まる。

◎小規模・高齢化集落へのメリット

- ①単独では取り組めなかった本制度に加入でき、交付金が得られることで収入増。
- ②支援元集落からの応援もあり、安心して営農に取り組める。

ポイント③ 一団の農用地要件が緩和

本制度の対象農用地は『1ha以上の一団の農用地』ですが、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる場合には、小さな団地や飛び地も取り扱えるようになりました。



<NPO法人等の非農家等との連携を実施している事例>

集落全体を防護柵で囲みイノシシから守る

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	香川県さぬき市 ^{とよた} 豊田			
協定面積 (9.8ha)	田 (99.6%)	畑 (0.4%)	草地	採草放牧地
	水稲、野菜	柿、梅	—	—
交付金額 (166万円)	個人配分	40%		
	共同取組活動 (60%)	鳥獣害防止対策費 (柵代等)	38%	
		農地等管理費	20%	
		会議費 (会場使用料等)	2%	
協定参加者	農業者21人、非農業者4人			

2. 取組に至る経緯

当集落は、さぬき市の東南部、本村川上流域の中山間地域に位置し、農家戸数21戸、非農家戸数4戸、農用地面積は9.8haで、水稲及び露地野菜等の栽培を行っている。

近年、当集落はイノシシによる農作物被害が深刻な問題となっているが、農家個々で対策を図るには限界があり、また、農業従事者の高齢化の進行により、今後も農家だけで農地を守っていくには不安感が高まっていた。

そこで、2期対策の3年度目である平成19年度から体制整備単価協定に移行し、非農家も含め集落ぐるみで農地を守るためのイノシシ害対策や農業機械の共同利用に向けた組織づくりに取り組むこととなった。

3. 取組の内容

イノシシ対策として、非農家も参加して集落内農地を取り囲むように電気柵等を3.5km設置し、その後の保守・点検も共同で行っている。(集落全体では7.4km設置)

また、協定参加者のうち4人によりトラクターの共同利用を行う任意組織「ヒヨサト農園」を設立し、農作業の低コスト化を図っている。このほか、非農家と共同で道路舗装や露地野菜の栽培に取り組むなど、集落内の連携及び活性化を目指している。



集落ぐるみで周辺林地を伐採しイノシシ防護柵を設置



集落ぐるみで集落内道路を舗装

[集落の将来像]

- 農家、非農家を含めた集落全体で集落内施設等の維持管理を図る。
また、今後、高齢化の進行による耕作放棄地の発生を未然に防ぐために、農作業受託組織を設立し、集落内農地の保全を図る。

[将来像を実現するための活動目標]

- ①適切な水路、農道の維持管理に努める。
- ②集落内での見回り体制を整える。
- ③集落協定者が一体となり、共同作業を行うよう努める。
- ④イノシシ防護柵等により農地を守る。

[活動内容]

農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理（田9.8ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り （約0.1ha、年1回） 共同取組活動	農業機械の共同化 （トラクターの共同利用を1.5ha） （150%）実施目標1.0ha） 共同取組活動
水路・農道の管理 ● 水路0.6km、年2回 清掃 ● 農道1.2km、年2回 草刈り 共同取組活動		多面的機能の持続的発揮に向け共同取組活動た非農家との連携 （4名の非農家が協定に参加し、 鳥獣害防止対策として防護柵を 設置、農作物栽培への参加等） 共同取組活動
鳥獣害被害防止対策 （防護柵（電気柵）3.5km） 共同取組活動		

4. 取組による変化と今後の課題等

集落ぐるみでイノシシ害対策に取り組むことで集落活動に対する意識が高まり、集落の活性化が図られた。特に、非農家の農作物栽培への参加や農業機械の共同利用組織の設立など、持続的・効率的な農業生産体制が整えられてきている。

今後は、イノシシ被害と並んで近年増加傾向にある猿害に対する新たな防護柵の設置や、より一層農作業の低コスト化を図るためトラクター以外の共同利用機械の導入、高齢農家の農地管理を請け負う農作業受託組織の設立が望まれる。

[平成21年度までの主な成果]

- 共同機械の利用（トラクター）（当初0ha、目標1.0ha、H21実績1.4ha）
- 非農家との連携（当初0人、目標4人、H21実績4人）
- 非農家との連携による共同栽培（非農家2人2箇所）

<高付加価値型農業の実践を行っている事例>

集落ぐるみで農産物の加工・販売

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	香川県仲多度郡まんのう町 大口			
協定面積 (19.8ha)	田 (67%)	畑 (33%)	草地	採草放牧地
	水稲	タケノコ	—	—
交付金額 (353万円)	個人配分	95%		
	共同取組活動 (5%)	会議費(役員報酬)	3%	
		次年度積立金	2%	
協定参加者	農業者38人、水利組合(1組合)			

2. 取組に至る経緯

当集落は、旧仲南町十郷地区を流れる財田川の支流、大口川上流域に位置し、水稲及びタケノコの栽培に取り組んでいる。水田のほ場整備率は8割強と高いが、谷筋ごとに農地があるため効率的な管理が行いにくく、イノシシによる農作物被害も多い状況であった。

また、集落周辺の帆の山集落や新目集落では、集落営農活動により効率的な営農を展開していたが、当集落は組織が未整備であったため、農作業従事者の高齢化等により農地の維持管理が困難となり、耕作放棄地の増加等が懸念されていた。このことから集落内での話し合いにより、平成12年度の本制度スタートと同時に集落営農活動に取り組むこととなった。

3. 取組の内容

平成17年度からの新対策移行後は、従来の活動をより一層ステップアップさせるため、地場産農産物であるタケノコによる高付加価値型農業に集団で取り組むとともに、地域の子どもたちに農作業を通じて、農業に対する関心を促す活動に取り組んでいる。

特にタケノコでは、生鮮として出荷できないものを穂先タケノコの加工品として販売を始め、現在は目標を上回る面積で取り組まれている。



穂先タケノコの加工品
(商品名：しゃっきり竹の子)



子どもたちのと竹林管理
(タケノコ掘り体験の様子)

【集落の将来像】

- 若年層の核となる農業者（兼業も含む）を中心に営農体系（集落営農組織）の再構築を図り、集落全体で共同で取組み、生産活動の継続・景観形成の維持管理に努める。
不整形な農地については、ほ場整備事業により区画整理を行い、大型機械の導入による農作業の省力化と生産性の向上を目指す。

【将来像を実現するための活動目標】

- ①適切な水路、農道の維持管理に努める。
- ②集落内での見回り体制を整える。
- ③集落協定者が一体となり、共同作業を行うよう努める。
- ④イノシシ防護柵等により農地を守る。

【活動内容】

農業生産活動等

農地の耕作・管理（田13.3ha）

個別対応

水路・農道の管理

- 水路3.2km、年1回 清掃
- 農道4.1km、年2回 草刈り

共同取組活動

鳥獣害被害防止対策

（防護柵（電気柵）2箇所、
774m）

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
（約1.0ha、年2回）

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農用地等保全マップの作成・実践
（鳥獣害防止柵設置、タケノコ畑の保全）

共同取組活動

高付加価値型農業の実践
（穂先タケノコ面積3.1ha、目標2.0ha）

共同取組活動

自然生態系の保全に関する学校教育
等との連携

（タケノコ掘り体験1回、目標
タケノコ園清掃・収穫体験1回）

共同取組活動

4. 取組による変化と今後の課題等

これまで、耕作放棄地の発生を未然に防止し、集落コミュニティの活性化に成果をあげてきているが、農業従事者の高齢化には歯止めがかかっていない。将来的には若年層の核となる農業者（兼業も含む）を中心に営農体系の再構築を図るとともに、大型機械の導入による農作業の省力化と生産性の向上を目指す必要がある。

また、子どもたちとの竹林管理（清掃・収穫等）を通じて、“農地は管理しなければ荒廃し、荒廃すればイノシシなどの「すみか」が増え、農業、地域での生活に悪影響を与えること”を教え、地域を愛し、後継者となる人材が1人でも多く育成できることを期待している。

【平成20年度までの主な成果】

- 穂先タケノコ加工品の取り組み拡大（当初0人、0t、0円、H19実績7人、3.6t、38万円）

<地場産農産物の加工・販売を実施している事例>

地場産農産物「自然薯」で地域の活性化を図る

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	香川県 <small>おおかわまちなみかわ なかじょう</small> さぬき市大川町南川 中条			
協 定 面 積 (4.8ha)	田 (100%)	畑	草 地	採草放牧地
	水稲、自然薯	—	—	—
交 付 金 額 (100万円)	個 人 配 分	80%		
	共同取組活動 (20%)	多面的機能増進活動費	10%	
		農道・水路管理費	8%	
		会議費（役員報酬）	2%	
協定参加者	農業者12人			

2. 集落マスタープランの概要

農業従事者の高齢化が進行する中、農業生産の継続をはじめ、耕作放棄地の発生防止、多面的機能の維持・確保、さらには地域の活性化を基本とし、自律的な農業生産活動等を確立しつつ、5年後も安定的かつ継続的な展開を図る。

また、地区の自然環境を活かして栽培に取り組んでいる「自然薯」や「タラの芽」、「有機栽培米」を地元で消費する地産地消運動とともに、他集落との連携による「南川じねんじょまつり」を開催し、都市住民との交流等を促進する。

さらに、鳥獣害の防止に向けた集落活動などにより、集落内の理解や連帯感を深め、集落コミュニティの活性化を図る。

[活動内容]



[集落外との連携]

○ 他集落との連携による「じねんじょまつり」を開催し、地場産農産物の販売を通じて都市住民との交流を促進する

3. 取組の経緯及び内容

中条集落は、さぬき市南部の中山間地域に位置し、農家戸数12戸、農用地面積4.7haにおいて、水稻、自然薯、タラの芽等の栽培を主体とした農業経営が営まれている。しかし、農業従事者の高齢化や婦女子化は年々進行しており、耕作放棄地の増加が懸念されていた。

このため、集落協定の締結を契機に、集落内において地域農業の将来像などの話し合いにより、地域ぐるみの農地等生産基盤の維持・管理をはじめ、平成12年度から他集落と連携して「じねんじょまつり」を開催して、地場産農産物のPRを行うとともに、自然薯粉末、自然薯入りカステラ等の加工・販売に取り組むなど、集落の活性化につながっている。

また、平成17年度からは、前期対策の成果や現状を踏まえ、他集落と連携して、イノシシ・サルなどの鳥獣害防止対策を協議する地区協議会を設置し、計画的に地域ぐるみで取り組むなど、活動内容の更なるステップアップを目指している。

【農用地等保全マップ】



【マップの解説】

- ・ 鳥獣害防止対策として被害防止柵(電気柵)を設置
 - 鳥獣害防止柵
- ・ 周辺林地の下草刈エリア
 - 周辺林地の下草刈エリア
- ・ 景観作物(コスモス)作付エリア
 - 景観作物(コスモス)作付エリア



「じねんじょまつり」での自然薯販売

【平成19年度までの主な効果】

- 大縦集落、宗時集落と連携して「じねんじょまつり」を開催し、都市住民等に地場産農産物をPR
(参加者数 H17: 5,000人 H19実績: 6,000人、自然薯作付本数 H17: 11,500本、
H19: 14,500本)
- 地場産農産物の加工・販売 (自然薯粉末、自然薯入りカステラ、自然薯入り生そば)

<機械・農作業の共同化を目標としている事例>

機械・農作業の共同化と地域社会の活性化を目指して

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	香川県木田郡三木町 小菘			
協 定 面 積 (19.5ha)	田 (100%)	畑	草 地	採草放牧地
	米	—	—	—
交 付 金 額 (409万円)	個 人 配 分	50%		
	共同取組活動 (50%)	研修会費など	1%	
		鳥獣害対策	7%	
		農地整備費	12%	
		共同利用機械購入費	27%	
		交付金の積立 (施設整備)	3%	
協 定 参 加 者	農業者46人、非農業者2人、営農組合1組織			

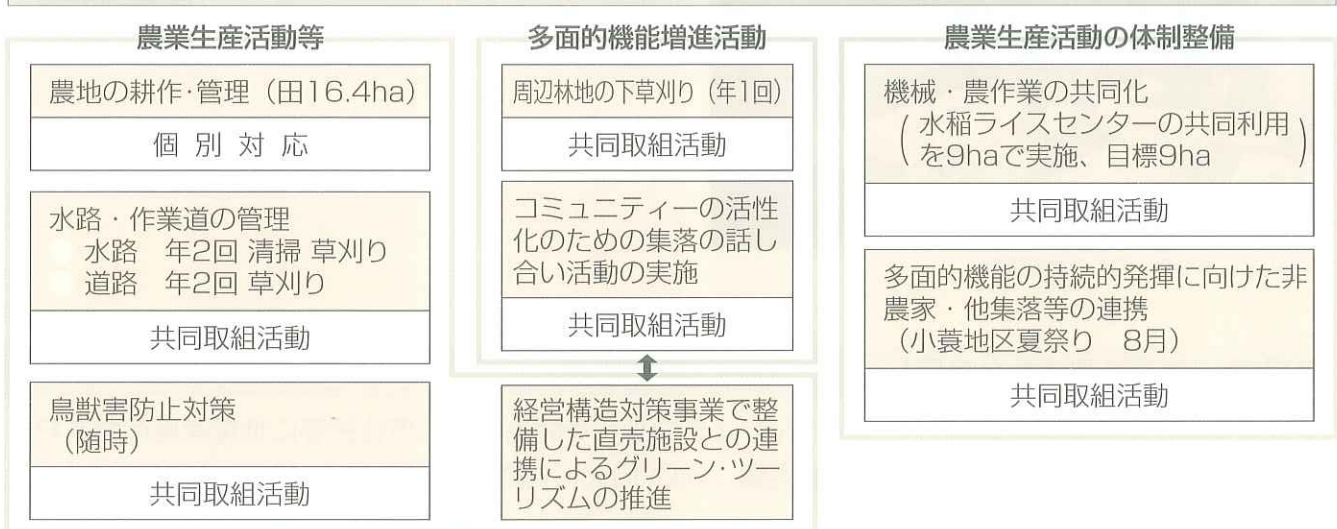
2. 集落マスタープランの概要

農業従事者の高齢化が進行する中、農業生産の継続をはじめ、耕作放棄地の発生防止、多面的機能の維持・確保、さらには地域の活性化を基本とし、自律的な農業生産活動等を確立しつつ、5年後も安定的かつ継続的な展開を図る。

また、平成16年に設立した集落営農組織「山南営農組合」を中心に、農業機械の共同利用による農業生産コストの低減、農作業の効率化等を推進する。

さらに、集落営農活動による集落内の理解や連帯感を深めるとともに、夏まつりなどの農村文化の継承などの取り組みにより、コミュニティの活性化に努める。

【活動内容】



【集落外との連携】

○ 他集落との連携により、地域内外の住民参加による夏祭りを開催し、地場農産物の販売等を行うことで、地域コミュニティの活性化を図る

3. 取組の経緯及び内容

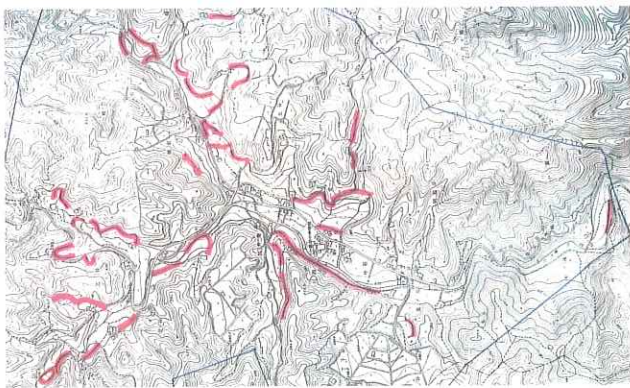
小菟地区は、三木町南部の中山間地域に位置し、水稻単作を主体とした農業経営が営まれているが、経営面積50a未満の零細農家が地区の64.6%、65歳以上の高齢農業従事者が83.7%を占めるなど、農業を取り巻く環境は厳しく、耕作放棄地の増加が懸念されていた。

このため、集落内において地域農業の将来像などを話し合うようになり、集落協定の締結を契機に、地域ぐるみによる農地等生産基盤の維持・管理などに取り組んできた。

また、集落ぐるみで効率的な営農体制を確立するため集落営農組織を設立し、農業機械の共同利用による生産コストの低減、作業受託による労働負担の軽減を図ってきた。

さらに、平成14年からは毎年お盆に、地域の後継者らを中心に「小菟地区夏祭り」を開催し、小菟地区出身者や地区外住民との交流を通じ、地場産農産物の販売や地域ブランド米の予約販売を行うなど、地域外へのPRとともに、これらの活動を通じて地域コミュニティの活性化を図っている。

【農用地等保全マップ】



【マップの解説】

- ・鳥獣害防止対策として被害防止柵等の設置を検討



他集落と連携し夏祭りで地場産農産物を販売



営農組織によるライスセンターでの水稻の乾燥・調整作業

【平成19年度までの主な効果】

- 集落での大型機械（ライスセンター）の共同利用による営農の効率化・低コスト化（当初0ha 目標9ha H19実績9ha）
- 多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等の連携
（小菟地区夏祭りの参加者数：250人(H17)、300人(H18)、300人(H19)）
（うち集落外住民参加者数：120人(H17)、150人(H18)、150人(H19)）

<5年間の農業生産活動等の維持を目標としている事例>

貴重な地域資源「棚田」の保全活動

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	<small>しょうすくんしょうどしまちょう なかやま</small> 香川県小豆郡小豆島町 中山			
協定面積 (6.9ha)	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
	米、野菜	—	—	—
交付金額 (116万円)	個人配分	0%		
	共同取組活動 (100%)	農道・水路等の維持管理経費 会議等活動経費	84%	16%
協定参加者	農業者 31人			

2. 集落マスタープランの概要

小豆島町の北西部、湯船山を背にした急傾斜の棚田が協定農用地であり、農業生産活動等を通じた洪水の防止や水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能の維持・確保のため、既存の集落営農組織（湯船水利組合）と連携して農作業の効率化（水稻品種を「コシヒカリ」及び「ヒノヒカリ」へ統一し、貴重な農業用水の取水期間を短縮する等）や農道・水路、さらには、協定外の耕作放棄地の保全に取り組む。

また、梅雨、台風等の降雨後は集落内で分担し、全員が積極的に見回りなどを実施する。

[活動内容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理 (6.9ha)

個別対応

農道・水路の管理

清掃・草刈り 年2回

台風等の降雨時の見回り 随時

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地等の下草刈 年2回 (0.8ha)

共同取組活動

↑
集落営農組織(湯船水利組合)

3. 取組の経緯及び内容

当地区は、「千枚田」とよばれる大小さまざまな棚田が美しい田園景観を形成しており、「日本の棚田」100選にも選ばれている。

このため、当集落は、農業従事者の高齢化の進行の中、貴重な地域資源である棚田を後世に引き継ぐため、集落の合意形成を図り、農業生産活動を通じて耕作放棄地の発生を未然に防止するとともに、協定農用地の適正な維持管理を行っている。

具体的には、集落協定と営農組織が連携し、農道・水路の清掃、草刈り（年2回）を行うとともに協定外の耕作放棄地についても草刈りを行い、病害虫の発生を未然に防いでいる。

また、急傾斜の棚田のため、農業用水の維持管理に多大な労力が強いられており、現在、営農組織と連携の下、検討会を開き、水稻の品種を「コシヒカリ」と「ヒノヒカリ」の2種類に限定することにより、水管理作業の軽減化を図るため、協議を進めている。



協定農用地（棚田）全景



共同作業状況

【平成21年度までの取組目標】

- 農道・水路等については適宜管理し、補修等が必要な場合においては、速やかに集落で整備する。
- 共同取組活動による交付金を農道・水路や周辺林地等の草刈りの経費に充て、継続的な維持管理を行うとともに、農業生産活動の効率化を図る（主な活動内容としては集落営農組織と連携して、検討会において水稻の品種の統一をすることにより、水の管理期間の短縮と労力の軽減を図る）。

<A要件に取り組んでいる協定の事例>

認定農業者を核とした農業生産活動等の体制づくり

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	あやたくんあやがわちよう さるかい 香川県綾歌郡綾川町 猿飼			
協 定 面 積 (6.7ha)	田 (100%)	畑	草 地	採草放牧地
	水稲、野菜	—	—	—
交 付 金 額 (142万円)	個 人 配 分			50%
	共同取組活動 (50%)	ため池・水路等の修繕工事のための積立		50%
協 定 参 加 者	協定参加者農業者6人、非農業者5人			

2. 集落マスタープランの概要

(1)将来像

- 認定農業者に対して、効率的な農用地利用調整などの支援を実施する。
- 認定農業者を核に集落内の高齢農家等との円滑な連携を進め、集落内の農地の利用集積を図ることとし、集落の自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制を実現する。

(2)5年間の目標

- 既存の認定農業者に対し、さらに利用権設定等の農地集積を進める。(現状1.6ha→目標2.5ha)
- 多面的機能の重要性を考慮して、集落内の非農家と連携した水路・農道の維持管理活動を継続実施する。
- 現在、鳥獣による被害が増加しており、鳥獣害被害防止対策として集落の農地を防護柵で囲う。

(3)毎年のスケジュール

- 認定農業者を核とした体制づくりを実現するため、「集落支援組織」の構築に向けた活動を行う。
- 非農家と連携して水路・農道等の維持管理を行う。

[活動内容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理 (田6.7ha)
個 別 対 応
水路・作業道の管理
水路 年2回 清掃 草刈り
道路 年2回 草刈り
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り (年2回)
個 別 対 応
景観作物作付 (景観作物として菜 の花の作付け)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

集積対象者への農地集積 (認定農業者に農地集積 現状1.6ha 目標2.5ha)
共同取組活動
非農家との連携 (非農家と水路・農道等の管理 活動の実施)
共同取組活動

3. 取組の経緯及び内容

当集落は、1名の認定農業者が存在するが、全農業者の平均年齢は約60歳と高齢であるため、今後、農地の維持管理が困難となり、耕作放棄地の増加が懸念されている。また、近年、イノシシによる被害が拡大し、農作物に多大なる被害が発生している。

このような状況を改善するため、既存の認定農業者に農地集積を推進することによって、効率的かつ継続的な農地の維持管理を行う。また、認定農業者にすべての維持管理を任せるのではなく、非農家等も含めた水路・農道等の維持管理を継続することにより、集落としての管理体制整備の充実を図っていく。

交付金の活用については、前期対策では鳥獣害防止柵を設置するなどの対策を講じてきたところであるが、新対策では共同取組活動部分を積立て、ため池・水路等の修繕工事を実施する予定である。

(取組内容)

- 認定農業者への農地集積
- 非農家との連携による水路・農道等の維持管理
- 鳥獣害防止柵の設置

【農用地等保全マップ】



【マップの解説】

- ・ 鳥獣害防止柵設置区域を明示



鳥獣害防止柵の設置状況



【平成21年度までの取組目標】

- 認定農業者への利用権設定等による農地集積を進める
(当初1.6ha、目標2.5ha (協定農用地面積の5%増加))
- 非農家との連携による水路・農道等の維持管理

<A要件に取組んでいる協定の事例>

農作業の共同化による効率的な営農体制づくり

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	香川県仲多度郡まんのう町 上種子			
協定面積 (14.1ha)	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻	—	—	—
交付金額 (297万円)	個人配分	50%		
	共同取組活動 (50%)	各担当者の活動に対する経費	2%	
		農業生産活動の体制整備に対する経費	35%	
		鳥獣被害防止・農道等の維持管理費	8%	
		農用地の維持管理費	5%	
協定参加者	農業者19人、非農業者3人			

2. 集落マスタープランの概要

(1) 将来像

農作業の受委託を核とした集落営農組織を構築するとともに、担い手の育成に当たっては農用地利用調整などに対して支援する。特に、集落内の高齢者農家等との連携を進め、集落内の農地の利用集積を図ることとし、集落の自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制を実現する。

(2) 5年間の目標

- 集落営農組織を構築し、適切な農業生産活動の実施により、耕作放棄の防止に努める。
- 農業機械のコスト縮減を図るとともに、水稻の生産性向上を目的として、無人ヘリによる病害虫防除を行う。
- 集落の多面的機能の重要性を踏まえ、非農家を含めた農地と一体となった周辺林地の下草刈り及び農道・水路等の維持管理作業を行う。
- 近年多発しているイノシシ被害に対して、防護柵を設置し被害軽減に努める。

(3) 毎年のスケジュール

- 1年目：集落営農組織の構築、集落マスタープラン、農用地保全マップ作成、共同機械の購入(草刈機)、無人ヘリによる水稻共同防除 (毎年)
- 2年目：集落営農組織の構築に向けた各種活動、先進地視察研修、農用地保全マップの実施(鳥獣被害防止対策)
- 3年目：集落営農組織の充実、地区内共同施設の改修
- 4年目：集落営農組織の充実に向けた活動、先進地視察研修
- 5年目：農業生産法人化を視野にした活動

[活動内容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理 (田14.1ha)

個別対応

水路・作業道の管理

水路 年2回 清掃 草刈り
道路 年2回 草刈り

共同取組活動

農地法面の点検及び管理
(随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り及び池堤防草刈 (年2回)

個別対応

集会場、神社等清掃
(年2回)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

獣害防護柵の維持管理

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

機械の共同利用
5年後に農業生産法人化を視野に入れた活動

共同取組活動

無人ヘリによる水稻の共同防除(年2回)

共同取組活動

3. 取組の経緯及び内容

現在、当集落においては、第2種兼業農家が主体であるにもかかわらず、農家が個々に農業機械を保有しており、機械コストの縮減が課題となっている。また、農業従事者の高齢化が進んでおり、担い手の育成が難しく、農作業が困難な農家もみられる状況である。

さらに、イノシシによる水稻や野菜への被害も顕著になり、各々での対策ではコストがかかるだけでなく、他の農地への被害を誘発しており、被害防止対策が効果的に実施できていない。

このようなことを踏まえ、協定締結を契機として、集落の農業生産活動の継続に向けた集落営農活動に取り組むこととした。

(取組内容)

- 無人ヘリによる水稻の病害虫共同防除
(協定参加者は、農薬希釈、散布農地への誘導や危被害防止のための合図などの作業を実施)
- 集落一体となったイノシシ防護ネットの設置
- ため池の堤防の草刈り
- 非農家との連携による農道・水路等の維持管理

【農用地等保全マップ】



【マップの解説】

- ・ 共同による獣害防除
鳥獣防止柵設置区域を明示



無人ヘリによる共同防除



共同作業による堤防の草刈

【平成21年度までの取組目標】

- 農作業の受委託を核とした集落営農組織を構築(当初0ha、目標8.0ha(協定農用地の面積の56.7%))
- 無人ヘリコプターによる一斉共同防除(当初0ha、目標9.0ha)
- 非農家との連携による農道・水路等の維持管理(当初0人、目標3人)
- 獣害被害防止対策(当初0ha、目標4.0ha)

中山間地域等直接支払制度のご活用については、次のところへご相談ください

市町	(市町名)	(課名)	(TEL)
	高松市	農林水産課	087-839-2422
	丸亀市	農林水産課	0877-24-8845
	坂出市	農林水産課	0877-44-5012
	観音寺市	農林水産課	0875-23-3931
	さぬき市	土地改良課	087-894-9213
	東かがわ市	経済課	0879-33-2504
	三豊市	農業振興課	0875-73-3040
	土庄町	農林水産課	0879-62-7007
	小豆島町	農林水産課	0879-75-1900
	三木町	産業振興課	087-891-3308
	綾川町	経済課	087-876-5282
	多度津町	産業課	0877-33-1113
	まんのう町	産業経済課	0877-73-0105

県	(所属)	(課名)	(TEL)
	農村整備課		087-832-3449
	小豆総合事務所		
		農業改良普及課	0879-75-0145
		土地改良課	0879-62-1262
	東讃農業改良普及センター		0879-42-0190
	東讃土地改良事務所		087-889-0194
	中讃農業改良普及センター		0877-62-1022
	中讃土地改良事務所		0877-62-8003
	西讃農業改良普及センター		0875-62-3075
	西讃土地改良事務所		0875-25-4195

地方農政局	(所属)	(課名)	(TEL)
	中国四国農政局	地域整備課 (直接支払係)	086-224-4511 (代)

本パンフレットや中山間地域等直接支払制度に関するお問合せ先

香川県農政水産部農村整備課

TEL 087-832-3449 FAX 087-806-0205